

表1 一時輸出禁止品目リスト

関税分類番号 (EEU TNVEDコード)	品目名
3006 10 3006 40 000 0 3006 70 000 0	医療用品（外科用のカットガット、歯科用・接骨用セメント、外科手術または診療の際の潤滑剤など）
3815 19 900 0	反応促進剤および調製触媒
4416 00 000 0	木製のたるなどの容器・部分品
6804 22	成形用途の石材（砥石、研磨材など）
7017	理化学用または衛生用のガラス製品
7309 00、7304 23 000、 7310 10 000 0、7311 00	鉄鋼製品（大型貯蔵タンク、一部のドリルパイプ、容器など）
8205、8207、8208、 8209 00	卑金属製の手工具、機械用または器具用のナイフおよび刃、工具部品
第84類	機械類、部分品（すべての品目）
第85類	電気機器、同部分品・附属品（すべての品目）
第86類	鉄道用車両・部分品、線路用装備品当（すべての品目）
第87類	輸送機器、同部分品・附属品（関税分類番号8710類を除くすべての品目）
第88類	航空機・宇宙機器、部分品（すべての品目）
第89類	船舶類（すべての品目）
第90類	光学機器、検査機器、精密機器医療用機器等（すべての品目）

（出所）2022年3月9日付連邦政府決定第311号

ジェットロ「ビジネス短信」添付資料

表2 木材製品輸出禁止対象国・地域および禁止品目

オーストラリア	
アルバニア	
アンドラ	
英国〔ジャージー（英国王室属領）および英国海外領であるアンギラ、英領バージン諸島、ジブラルタルを含む〕	
EU加盟国	
アイスランド	
カナダ	
リヒテンシュタイン	
ミクロネシア	
モナコ	
ニュージーランド	
ノルウェー	
韓国	
サンマリノ	
北マケドニア	
シンガポール	
米国	
台湾	
ウクライナ	
モンテネグロ	
スイス	
日本	
関税分類番号 (EEU TNVEDコード)	品目名
4401 21	針葉樹のチップ状または小片状の木材
4401 22	針葉樹以外のチップ状または小片状の木材
4403	木材（粗のもの）
4408	化粧ばり用単板、合板用単板など

（出所）2022年3月9日付連邦政府決定第313号